

令和元年度 主な地方税法等の改正

個人住民税（ふるさと納税）

制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方団体が創意工夫をすることにより全国各地の地域活性化に繋げるため、ふるさと納税制度が見直されます。

- ・ 総務大臣は、地方財政審議会の意見を聴いた上で、次の基準に適合する地方団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定する。
 - ① 寄附金の募集を適正に実施する地方団体
 - ② (①の地方団体で) 返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体
 - ・ 返礼品の返礼割合を3割以下とすること
 - ・ 返礼品を地場産品とすること

※令和元年6月1日以後に支出された寄附金について適用されます。

個人住民税

令和3年度分の個人住民税から、児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずることとなりました。

法人事業税

地方法人課税における新たな偏在是正措置として、法人事業税（所得割・収入割）の税率を引き下げるとともに、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税が創設されます。

◎特別法人事業税

- ・ 令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用され、都道府県が法人事業税と併せて賦課徴収を行い、国へ払い込みます。
- ・ 法人事業税（所得割・収入割）の税額（標準税率分）を課税標準とします。税率区分は次のとおりです。

区 分	税 率
	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
外形対象法人の所得割額	260%
特別法人の所得割額	34.5%
外形対象法人以外の法人（特別法人を除く。）の所得割額	37%
収入割額	30%

(注) 所得割額及び収入割額は、標準税率により計算した額となります。

◎特別法人事業譲与税

- ・令和2年度から、国へ払い込まれた特別法人事業税を人口を譲与の基準として、都道府県に譲与されます。ただし、地方交付税の不交付団体には譲与に制限が設けられます。

自動車取得税・自動車税・軽自動車税

◎自動車税の税率引下げ

令和元年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車（登録車）から、全ての税率区分において、自動車税種別割の税率が引き下げられます。

税率区分	～1,000cc以下	1,000cc超 1,500cc以下	1,500cc超 2,000cc以下	2,000cc超 2,500cc以下	2,500cc超～
引下げ幅	▲4,500円	▲4,000円	▲3,500円	▲1,500円	▲1,000円

◎グリーン化特例（軽課）の見直し

自家用乗用車（登録車及び軽自動車）に係るグリーン特例（軽課）の適用対象が、電気自動車等に限定されます。

（注）令和3年度及び令和4年度に新車新規登録等を受けた自家用乗用車（登録車及び軽自動車）に適用されます。

◎エコカー減税の軽減割合等の見直し

乗用車（登録車及び軽自動車）及びバス・トラックに係る自動車取得税のエコカー減税について軽減割合等が見直された上で、適用期限が令和元年9月30日まで延長されます。

◎自家用乗用車（登録車）に係る環境性能割の税率の適用区分の見直し

燃 費 要 件	改正前	改正後
電気自動車等	非課税	非課税
2020年度燃費基準+20%以上達成		1%
2020年度燃費基準+10%以上達成	1%	2%
2020年度燃費基準達成	2%	3%
2015年度燃費基準+10%以上達成	3%	
上記に該当しない車	3%	

◎環境性能割の臨時的軽減

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車（登録車及び軽自動車）について、環境性能割の税率を1%分軽減します。

固定資産税・都市計画税

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する地域福利増進事業を実施する者が当該事業の用に供する一定の土地及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置が創設されました。

課税標準	期 間
価格の2 / 3	5 年